

作業環境測定：特殊健康診断ガイドライン

環境・健康

「砒素及びその化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」および「ニッケル化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」では、一次健康診断での当該労働者の過剰なばく露が疑われる状況として作業環境測定結果が管理区分2又は3であることなどを示しています。

上記の特殊健康診断ガイドラインでの、作業環境測定に関する記載を下記に示しました。

特殊健康診断ガイドライン

【一次健康診断】

「作業条件の簡易な調査」について

作業条件の簡易な調査の結果、以下の（ア）～（カ）のような状況が認められる場合は、当該労働者の過剰なばく露が疑われるため、その内容を総合的に判断すること。

（ア） 砒素（ニッケル）化合物等に関して、当該労働者が主に従事する単位作業場所における作業環境測定結果が管理区分2又は3である。

【二次健康診断】

「作業条件の調査」について

以下に挙げる情報のすべて又は一部について、収集すること。

ア 作業環境測定実施時の作業状況

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)